

株式会社 サッコウケン
建築物耐震診断判定・耐震改修計画評定委員会
実 施 要 領

平成 27 年 9 月 3 日 改訂

株式会社 サッコウケン

〒060-0051 北海道札幌市中央区南 1 条東 2 丁目 6 番地

大通バスセンタービル 2 号館 9 階

TEL (011) 887-6585 ・ FAX (011) 222-7855

株式会社サッコウケン

建築物耐震診断判定・耐震改修計画評定委員会 実施要領

平成21年9月16日制定

平成25年4月 1日改訂 (い)

平成25年10月31日改訂 (ろ)

平成27年9月3日改訂 (は)

平成31年4月1日改訂 (に)

(目的) (に)

第1条 株式会社サッコウケン（以下「SKK」という。）は、建築物の地震に対する安全性を評価した耐震診断（以下「耐震診断」という。）又は地震に対する安全性の向上を目的とした増築、改築、修繕又は模様替の計画（以下「耐震改修」という。）について、建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号）に基づく特定建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指針（平成18年国土交通省告示第184号）及び指針と同等以上であると国土交通省が認めた耐震診断基準等に適合するか否かについて評定（耐震診断にあっては判定。以下耐震診断業務の場合は「判定」に読み替えるものとする。）を行う。

(評定の対象)

第2条 評定の対象とする建築物は、現に存する建築物で、次の各号に該当する建築物とする。

- 1 北海道内にあるもの
- 2 昭和56年以前（新耐震診断基準適用前）に建築された建築物
- 3 鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建物
- 4 建築基準法（以下「基準法」という。）第20条一項の規定に該当する建築物以外の建築物 注）高さが60メートルを超える建築物
- 5 基準法旧第38条又は旧第67条の2の規定の適用を受けた建築物以外の建築物 注）特殊な建築材料又は構造方法を用いた建築物で、建設大臣よりその建築材料又は構造方法が基準法の規定によるものと同等以上の効力があると認められたものをいう。

(評定の区分)

第3条 評定の区分は、次の各号に定めるとおりとする。

- 1 耐震診断判定：建築物の現状の耐震診断についての判定
- 2 耐震改修評定：前号の耐震診断判定の結果に基づく、建築物の耐震改修についての評定
- 3 耐震改修計画評定：前各号の耐震診断判定と耐震改修評定について同時に行う評定

(評定の単位)

第4条 評定の単位は、次の各号に定めるとおりとする。

- 1 評定は、構造上一体の建築物を一単位として行う。従って、外観上一体であっても、エキスパンションジョイントで分割されている建物は、それぞれ一つの単位とする。
- 2 第3条の評定の区分は、評定の単位ごとに区分する。
- 3 評定の申し込みから評定書の交付に至る手続きは、評定単位ごとに行う。

(既存建築物の現状調査)

第5条 既存建築物の現状については、原則として次の各号に掲げる調査・試験を実施したものであること。

- 1 鉄筋コンクリート造及び鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物は、工期ごとに各階3本以上のJIS規格によるコア試験
- 2 鉄骨造の建築物は、各部材の材料・寸法、溶接部の状況及びその他の接合部の状況
- 3 設計図との整合
- 4 建築物の老朽化の程度
- 5 その他 建築物の立地条件及び環境条件等によって評価の必要となる事項

(旧基準等による耐震診断判定を受けた建築物の取扱い)

第6条 現行の準拠基準によらずに耐震診断判定を受けた建築物について、耐震改修評定を行う場合は、現行の準拠基準により、建築物の現状について耐震診断の再評価を行うものとする。

(評定の申し込み) (は)

第7条 評定を受けようとする者は、対象建築物の所有者とし、申請書「様式1」に別に定める「建築物耐震改修計画評定用図書作成要領」に基づき、所定の資格を有する診断者又は設計者が作成した関係図書を添えて申し込むものとする。

- 2 申請書の受付後に、申請者の都合によりその申請を取り下げる場合は「様式1-2」に定める取下届を提出するものとする。

(審査及び報告) (に)

第8条 SKK代表取締役は、申し込みを受けた案件について、委員会委員長（以下「委員長」という。）に評価を依頼する。

- 2 依頼を受けた委員長は、案件ごとに委員会委員（以下「委員」という。）を指定する。委員は、診断者又は設計者に対してヒアリングを行うなど必要な審査を実施する。
- 3 審査をする委員の数は3名以上とし、1名以上の学識経験者若しくは構造識者を含むものとする
- 4 診断者又は設計者は、第2項の経過を評定経過報告書「様式2」に記録し、関係図書に添付しなければならない。
- 5 委員による審査の結果は委員長に報告し、委員長はその結果を審査結果報告書「様式3」に評価書を添付して社長に報告する。

(評定書の交付)

第9条 社長は第8条の報告に基づき、「様式4」にて判定・評定通知書を申込者に交付する。

(判定・評定に関わる図書保存期限) (い) (ろ)

第10条 第8条に基づく判定・評定に関わる図書の保存期限は交付をした日から5年間とする。ただし、申請書および評定書(写)については保存期限を交付した日から15年間とする。

付則 この要領は、平成21年9月16日から施行する。

付則(い) この要領は、平成25年4月1日から施行する。

付則(ろ) この要領は、平成25年10月31日から施行する。

付則(は) この要領は、平成27年9月3日から施行する。

付則(に) この要領は、平成31年4月1日から施行する。